

○第二種指定電気通信設備接続料規則（平成二十八年総務省令第三十一号）の一部改正案 新旧対照表

（傍線部分は改正部分、ゴシック体は必要的諮問事項）

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>〔第一章〕第四章 略</p> <p>第五章 <u>接続料の計算等</u>（第十六条）</p> <p>〔附則 略〕</p> <p>第四条 〔略〕</p> <p>〔一〕四 略</p> <p>2 前項第二号の機能は、接続料を算定するために次に掲げる部分に区分するものとする。</p> <p>一 次号及び第三号に掲げる部分以外のもの</p> <p>二 <u>事業者が設置するその一端が特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理及び端末の認証その他これらに付随するもの（次号に掲げる機能を除く。）</u></p> <p>三 <u>SIMカード（電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第十条に規定するSIMカードをいう。以下同じ。）の提供に係るもの</u></p> <p>（接続料の原価及び利潤）</p> <p>第六条 接続料の原価は、<u>第四条第一項各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る第二種指定設備管理運営費とする。</u></p> <p>2 接続料の利潤は、<u>第四条第一項各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る第八条から第十条までの規定に基づき計算される他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額とする。</u>この場合において、算定に用いる資産の額は、当該機能に係る接続料の利潤の算定期間に係る貸借対照表に計上された期首及び期末の額の合計を二で除したものをを用いるものとする。</p> <p>〔3 略〕</p> <p>（第二種指定設備管理運営費の算定）</p> <p>第七条 <u>第四条第一項各号に掲げる機能に係る第二種指定設備管理運営費は、当該機能の区分ごとに、当該機能に対応した第二種指定電気通信設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）に係る費用の額を基礎として算定するものとする。</u></p> <p>〔2 同上〕</p> <p>（他人資本費用）</p> <p>第八条 <u>第四条第一項各号に掲げる機能に係る他人資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。</u></p>	<p>目次</p> <p>〔第一章〕第四章 同上</p> <p>第五章 <u>精算</u>（第十六条）</p> <p>〔附則 同上〕</p> <p>第四条 〔同上〕</p> <p>〔一〕四 同上</p> <p>〔新設〕</p> <p>（接続料の原価及び利潤）</p> <p>第六条 接続料の原価は、<u>第四条各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る第二種指定電気通信設備管理運営費とする。</u></p> <p>2 接続料の利潤は、<u>第四条各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る第八条から第十条までの規定に基づき計算される他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額とする。</u>この場合において、算定に用いる資産の額は、当該機能に係る接続料の利潤の算定期間に係る貸借対照表に計上された期首及び期末の額の合計を二で除したものをを用いるものとする。</p> <p>〔3 同上〕</p> <p>（第二種指定設備管理運営費の算定）</p> <p>第七条 <u>第四条各号に掲げる機能に係る第二種指定設備管理運営費は、当該機能の区分ごとに、当該機能に対応した第二種指定電気通信設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）に係る費用の額を基礎として算定するものとする。</u></p> <p>〔2 同上〕</p> <p>（他人資本費用）</p> <p>第八条 <u>第四条各号に掲げる機能に係る他人資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。</u></p>

[式 略]

2 第四条第一項各号に掲げる機能に係るシートベースの額は、次に掲げる式により計算する。

[式 略]

[3・4 同上]

5 第二項の運転資本の額は、次に掲げる式により計算する。

$$\text{運転資本} = \frac{\text{対象設備等の第二種指定設備の総額} \times \left(\frac{\text{第四条第一項各号に掲げる機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数}}{\text{三百六十五日}} \right) + \text{償費（減価償却費、固定資産除却損）及び租税公課並にこれを除く。}$$

[6～9 同上]

(自己資本費用)

第九条 第四条第一項各号に掲げる機能に係る自己資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。

[式 略]

[2～4 同上]

(利益対応税)

第十条 第四条第一項各号に掲げる機能に係る利益対応税の額は、次に掲げる式により計算する。

[式 同上]

[2～4 同上]

(接続料設定の原則)

第十一条 接続料は、第四条第一項各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る接続料の原価及び利潤の合計額を当該接続料の原価及び利潤の算定期間に係る需要で除すことにより定めなければならない。

[2～4 同上]

(音声伝送交換機能の接続料)

第十二条 第四条第一項第一号に掲げる機能の接続料は、通信時間を単位として設定するものとする。

(データ伝送交換機能の接続料)

第十三条 第四条第二項第一号に掲げる機能の接続料は、次の各号に掲げる部分に応じ、当該各号に定めるものを単位として設定するものとする。

一 第四条第二項第一号 回線容量

二 第四条第二項第二号 回線数

三 第四条第二項第三号 S I Mカードの枚数

[式 同上]

2 第四条各号に掲げる機能に係るシートベースの額は、次に掲げる式により計算する。

[式 同上]

[3・4 同上]

5 第二項の運転資本の額は、次に掲げる式により計算する。

$$\text{運転資本} = \frac{\text{対象設備等の第二種指定設備の総額} \times \left(\frac{\text{第四条各号に掲げる機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数}}{\text{三百六十五日}} \right) + \text{償費（減価償却費、固定資産除却損）及び租税公課並にこれを除く。}$$

[6～9 同上]

(自己資本費用)

第九条 第四条各号に掲げる機能に係る自己資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。

[式 同上]

[2～4 同上]

(利益対応税)

第十条 第四条各号に掲げる機能に係る利益対応税の額は、次に掲げる式により計算する。

[式 同上]

[2～4 同上]

(接続料設定の原則)

第十一条 接続料は、第四条各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る接続料の原価及び利潤の合計額を当該接続料の原価及び利潤の算定期間に係る需要で除すことにより定めなければならない。

[2～4 同上]

(音声伝送交換機能の接続料)

第十二条 第四条第一号に掲げる機能の接続料は、通信時間を単位として設定するものとする。

(データ伝送交換機能の接続料)

第十三条 第四条第二号に掲げる機能の接続料は、回線容量を単位として設定するものとする。

[新設]

[新設]

[新設]

2 第四条第二項第三号に掲げる部分に係る接続料の原価及び利潤は、次の各号に定める方法により算定することができる。この場合において、当該接続料の原価及び利潤には、第三章の規定は適用しない。

一 接続料の原価は、SIMカードの調達費用に、SIMカードの管理及び他事業者への提供に要する費用として合理的に算定したものを加えたものとする。

二 接続料の利潤は、次に掲げる式により計算した運転資本に、前項第一号の接続料の算定における利潤を当該算定に係るシートベースで除したものを乗じたものとする。

$$\frac{\text{運転資本} \times \text{平均の調達費用} \times \left(\frac{\text{SIMカードの提供からいかに係る接続料の返却率の平均}}{\text{均等な回数}} \right)}{30065}$$

3 第四条第一項第二号に掲げる機能の同条第二項第三号に掲げる部分の接続料の原価及び利潤を第三章又は前項の規定により算定した場合は、その次の算定においても同様の算定方法によるものとする。

(番号ポータビリティ転送機能の接続料)

第十四条 第四条第一項第三号に掲げる機能の接続料は、通信時間を単位として設定するものとする。

(ショートメッセージ伝送交換機能の接続料)

第十五条 第四条第一項第四号に掲げる機能の接続料は、通信回数を単位として設定するものとする。

第五章 接続料の計算等

第十六条 事業者は、法第三十四条第六項の規定により毎事業年度の会計を整理したときに、その結果等及び通信量等の実績値に基づき接続料を計算するものとする。

2 事業者は、前項の規定に基づき接続料を計算し、その結果に基づき接続料を変更したときは、第四条第一項各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る接続料の算定に用いた原価及び利潤が当該接続料の原価及び利潤の算定期間より前であるものにより定めた接続料の変更前後の差額に当該機能に対する需要の実績値を乗じて得た金額を、当該算定期間の翌年度の期首まで遡及して、

〔新設〕

〔新設〕

(番号ポータビリティ転送機能の接続料)

第十四条 第四条第三号に掲げる機能の接続料は、通信時間を単位として設定するものとする。

(ショートメッセージ伝送交換機能の接続料)

第十五条 第四条第四号に掲げる機能の接続料は、通信回数を単位として設定するものとする。

第五章 精算

第十六条 事業者は、法第三十四条第六項の規定による会計の整理の結果及び通信量等の実績値に基づき接続料を計算し、その結果に基づき接続料を変更したときは、第四条各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る接続料の算定に用いた原価及び利潤が当該接続料の原価及び利潤の算定期間より前であるものにより定めた接続料の変更前後の差額に当該機能に対する需要の実績値を乗じて得た金額を、当該算定期間の翌年度の期首まで遡及して、他事業者と精算するものとする。ただし、当該機能に係る接続料の急激な変動があると認められる場合にあつては、当該金額を、当該算定期間の期首まで遡及して、他事業者と精算するものとする。

〔新設〕

他事業者と精算するものとする。ただし、当該機能に係る接続料の急激な変動があると認められる場合にあつては、当該金額を、当該算定期間の期首まで遡及して、他事業者と精算するものとする。

3 第四条第一項第二号に掲げる機能の同条第二項第三号に掲げる部分の接続料の原価及び利潤を第十三条第二項の規定に基づき算定する場合には、当該接続料について、前項の規定は適用しない。

〔新設〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第二種指定電気通信設備接続料規則（以下「新接続料規則」という。）の規定は、原価及び利潤の算定期間の開始日が平成二十八年四月一日以降である接続料の算定から適用し、原価及び利潤の算定期間の開始日が平成二十八年三月三十一日以前である接続料の算定については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、新接続料規則第四条第二項第三号に掲げる区分に係る接続料については、新接続料規則の規定は、平成三十年四月一日以降の接続料から適用する。

